

1 法定料金

(1) 基本サービス料金

通常規模型 通所介護【東京都23区】 ※2018年8月より、2割負担者のうち特に所得の高い層（年金収入等340万円以上）の自己負担割合が3割に変更となります

サービス内容略称	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額					備 考
	単 位	全額負担金	1割負担	2割負担	※3割負担	
要介護度1 5～6時間	558単位	¥6,082	¥609	¥1,217	¥1,825	【基本サービス提供時間】 10:00 ～ 15:15 <5時間5分>
要介護度2 5～6時間	660単位	¥7,194	¥720	¥1,439	¥2,159	
要介護度3 5～6時間	761単位	¥8,294	¥830	¥1,659	¥2,489	
要介護度4 5～6時間	863単位	¥9,406	¥941	¥1,882	¥2,822	
要介護度5 5～6時間	964単位	¥10,507	¥1,051	¥2,102	¥3,153	
要介護度1 6～7時間	572単位	¥6,234	¥624	¥1,247	¥1,871	【基本サービス提供時間】 9:10 ～ 15:15 10:10 ～ 16:15 <6時間5分>
要介護度2 6～7時間	676単位	¥7,368	¥737	¥1,474	¥2,211	
要介護度3 6～7時間	780単位	¥8,502	¥851	¥1,701	¥2,551	
要介護度4 6～7時間	884単位	¥9,635	¥964	¥1,927	¥2,891	
要介護度5 6～7時間	988単位	¥10,769	¥1,077	¥2,154	¥3,231	
要介護度1 7～8時間	645単位	¥7,030	¥703	¥1,406	¥2,109	【基本サービス提供時間】 9:10 ～ 16:15 <7時間5分>
要介護度2 7～8時間	761単位	¥8,294	¥830	¥1,659	¥2,489	
要介護度3 7～8時間	883単位	¥9,624	¥963	¥1,925	¥2,888	
要介護度4 7～8時間	1,003単位	¥10,932	¥1,094	¥2,187	¥3,280	
要介護度5 7～8時間	1,124単位	¥12,251	¥1,226	¥2,451	¥3,676	
通所介護入浴介助加算	50単位	¥545	¥55	¥109	¥164	1日につき入浴介助を行った場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6単位	¥65	¥7	¥13	¥20	
1日につき・介護職員総数の内、3年以上の勤続年数のあるものが、30%以上配置されていること						
栄養スクリーニング加算	5単位	¥54	¥6	¥11	¥17	
1日につき・利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合						
ADL維持等加算Ⅱ	6単位	¥65	¥7	¥13	¥20	
1日につき・評価期間に連続して6月以上利用した期間（注1）（以下、評価対象利用期間）のある要介護者（注2）の集団について、以下の要件を満たすこと。 ① 総数が20名以上であること ② ①について、以下の要件を満たすこと。 a 評価対象利用期間の最初の月において要介護度が3、4または5である利用者が15%以上含まれること b 評価対象利用期間の最初の月の時点で、初回の要介護・要支援認定があつた月から起算して12月以内であつた者が15%以下であること。 c 評価対象利用期間の最初の月と、当該最初の月から起算して6月目に、事業所の機能訓練指導員がBarthel Index（注3）を測定しており、その結果がそれぞれの月に報告されている者が90%以上であること d cの要件を満たす者のうちBI利得（注4）が上位85%（注5）の者について、各々のBI利得が0より大きければ1、0より小さければ-1、0ならば0として合計したものが、0以上であること。 ・上記の要件を満たした通所介護事業所において評価期間の終了後にもBarthel Indexを測定、報告した場合、より高い評価を行う						
送迎減算(片道)	—47単位	—¥512	—¥52	—¥103	—¥154	片道につき事業所が送迎を行わない場合
同一建物減算	—94単位	—¥1,024	—¥103	—¥205	—¥308	
1日につき・事業所と同一建物に居住する者、又は同一建物から利用するものに通所介護を行なう場合						

介護職員処遇改善加算Ⅰ	算定した単位数(基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)の5.9%が加わります
-------------	--

2 その他の料金

サービス項目	金 額
食事代	1食あたり ￥600
嗜好品費（おやつや飲み物）	1日 ￥50
延長料金	（本人もしくは家族の希望で、営業時間を越えた場合） 1時間あたり ￥500
レクリエーション費等	実費 ※レクリエーションの材料費・参加費等をいただく場合があります。

◆通所介護サービス利用料については、所得に応じた減免処置制度があります。

＊おむつは、ご持参ください。

＊介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日各区の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

キャンセル規定	利用当日午前8時30分以降のキャンセルは、食事代として￥600を頂きます
---------	--------------------------------------